

生成 A I の利活用に関するガイドラインの 活用の手引き

内灘町教育委員会

令和 8 年 7 月

Ver. 1.1

内灘町立学校における生成 AI 利活用に向けて

令和 6 年 1 2 月 に文部科学省が「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver. 2.0」を策定し、学校現場における生成 AI の利活用にあたっての基本的な考え方や押さえるべきポイントが明記された。

生成 AI は、生徒一人一人のニーズや特性に合った学びの実現、新たな視点やより深い視点による学びの深まりに向けた活用などの他、校務の効率化や質の向上など、教職員の働き方改革としても期待されるなど、これからの教育において様々な利活用が考えられる。その一方で、生成 AI の利活用に関するリスクや適切な利用方法の理解、安全性の確保なども不可欠である。

内灘町立小中学校では、国のガイドラインを準用して生成 AI の適切な利活用を行うこととする。本手引きでは、国のガイドラインを活用しやすくするためのものであり、フローチャートを示してある。

【利活用する際のポイント】

○教職員が校務で利活用する場合

- ・使用できる生成 AI サービスは、「Gemini」「ChatGPT」「NotebookLM」「Canva」とする。
- ・内灘町教育委員会の Google アカウント (@u.isk.ed.jp) を使用し、内灘町教育委員会または校長の許可を得た端末を利用する。
- ・生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用状況を確認し、遵守する。
- ・生成 AI に入力した情報を学習させないという設定(オプトアウト)を確認した上で利活用する。

※「Gemini」については、内灘町教育委員会で設定(オプトアウト)を行っている。

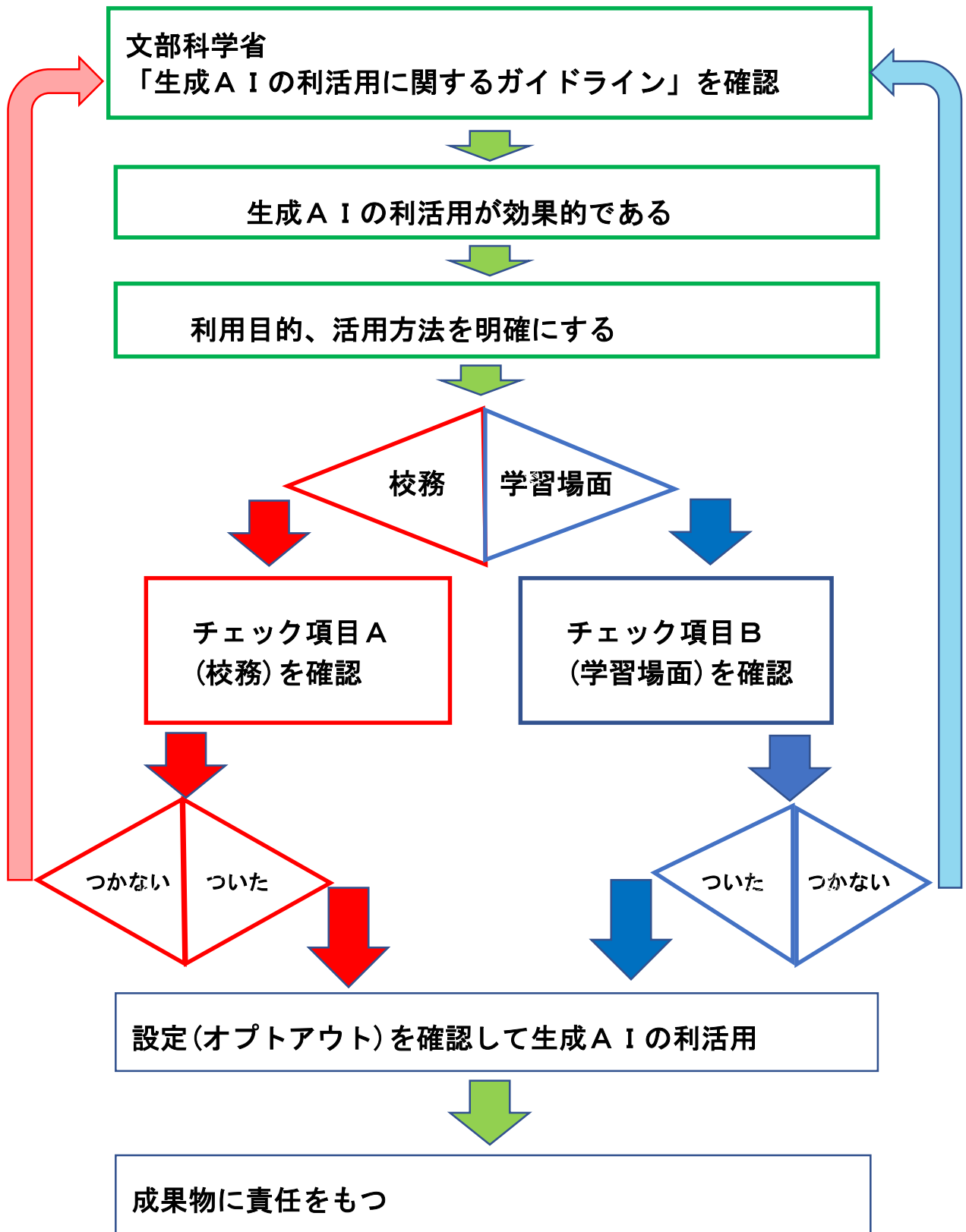
※「ChatGPT」「Canva」については内灘町教育委員会で設定を行えないため、アカウント毎に設定する。

○児童生徒が学習活動で利活用する場合

- ・児童の発達段階を踏まえ、小学校 5 年時から利活用を開始できることとする。
- ・使用できる生成 AI サービスは、「Gemini」のみとする。
- ・内灘町教育委員会の Google アカウント (@u.isk.ed.jp) を使用し、小学校 5 年生以上が使用できる。
- ・生成 AI に入力した情報を学習させないという設定(オプトアウト)を確認した上で利活用する。

※「Gemini」については、内灘町教育委員会で設定(オプトアウト)を行っている。

〈生成A I フローチャート〉



《教職員が校務で利活用する際のチェック項目 A》

教職員が生成 AI を利活用する際に押さえておくべきポイントを整理したチェック項目となる。すべてのチェック項目に示された内容を確認の上、校務において生成 AI を適切に利活用できるように留意すること。

- ☐ 教育委員会の方針（内灘町教育情報セキュリティポリシー、文部科学省初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン）に基づき利用している。
- ☐ 内灘町教育委員会の Google アカウント (@u.isk.ed.jp) を使用し、内灘町教育委員会または校長の許可を得た端末を利用している。
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守している。
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断している。
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していない。
※重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く（ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していない」についても留意する必要がある。）
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していない
※教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成 AI サービスの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く。
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていない。

《児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目B》

児童生徒が生成 AI を利活用する際に押さえておくべきポイントを整理したチェック項目となる。すべてのチェック項目に示された内容を確認の上、児童生徒が学習場面において、生成 AI を適切に利活用できるように留意すること。

- 生成 AI を利活用する児童生徒は、小学校 5 年生以上である。
- 内灘町教育委員会の Google アカウント (@u. isk. ed. jp) を使用している。
- 生成 AI が教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認している。
- 生成 AI を利活用する児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に十分留意している。
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施している。
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っている。
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導している。
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守している。
※年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)
- 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導している。
- 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させている。
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択している。
- 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないう、保護者に対し周知し、理解を得ている。